

◎佐賀県条例第14号

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険法施行条例（平成25年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準）</u>  <b>第12条</b> <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）</u>  <u>附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準のうち指定介護療養型医療施設における食堂及び談話室の基準は、次に掲げるものとする。この場合において、利用者の処遇に支障がないときは、食堂は談話室と、談話室は食堂その他の施設と兼用することができる。</u>  <u>（1）指定介護療養型医療施設における食堂は、食事の提供に必要な広さを有すること。</u>  <u>（2）指定介護療養型医療施設における談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</u>  <b>2</b> <u>第3条第1項の規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、同項第1号及び第2号中「基準該当居宅サービスの事業を行なう事業所」とあるのは「指定介護療養型医療施設」と、同項第3号中「基準該当居宅サービス（通所介護及び短期入所生活介護に限る。）の事業を行う者は」とあるのは「指定介護療養型医療施設においては」と、「事業所」とあるのは「施設」と、「利用者」とあるのは「入院患者」と読み替えるものとする。</u></p>	

改正前	改正後
<p>3 前2項に定めるもののほか、<u>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第3項に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）で定める基準とする。</u></p> <p>(合議体)</p> <p><b>第12条の2</b> 略</p>	<p>(合議体)</p> <p><b>第12条</b> 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。